

一 般 質 問 通 告 書

令和4年5月26日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会議員 海野 隆 印

令和4年第2回阿見町議会定例会において、次の事項について質問したいので通知します。

質問事項	質問の要旨	答弁者
<p>1. コロナ禍における図書館運営と今後の在り方について</p>	<p>最近の住宅情報誌では、首都圏域の自治体で特色ある図書館の特集をするなど、図書館の存在がどこに住むかの選択に大きな影響があることを示している。若い世代、子育て世代を問わず、すべての町民に魅力のある図書館の整備を行うことは、町民の居住満足度を高め、さらに若い世代を呼び込む上で決定的に重要な要素である。</p> <p>阿見町は、町立図書館の他に手続きをすれば、茨城大学農学部図書館や県立医療大学図書館なども利用することが出来て、図書館環境では恵まれた環境にある。</p> <p>しかし、この間のコロナ禍の影響で休館、貸出停止が断続的にあり、図書館機能は相当な打撃を受けた。そこで、コロナ禍の中での図書館運営と今後の在り方について以下質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, すべての町民に魅力のある図書館の整備を行うことは、町民の居住満足度を高め、さらに若い世代を呼び込む上で決定的に重要な要素であると考えますが基本的認識を伺いたい 2, コロナ禍での図書館の運営状況と利用者の推移について 3, コロナ禍の中で、阿見町立図書館は閉館・貸出停止となったが、閉館、貸出業務の停止はそれで良かったのか 4, 現在、阿見町図書館で希望した利用者に、個人宅に配送するというシステムはあるか 5, 阿見町の都市構造は、役場や大学の立地する中央地区及びJR荒川沖駅に近い野や荒川本郷・本郷地区の2拠点となっている。図書館も2拠点があっても然るべきではないか 6, その際、新しい図書館には本館とは役割を分担するような形で、それぞれ特色のある図書館を目指すべきではないか 7, コロナ禍の中で、県内の他自治体でも導入されている「非接触型手のひら静脈認証技術」や「非接触型指紋認証技術」などを利用したカードレスシステムを採用すべきではないのか。 8, リニューアルされた茨城県立図書館のように併設されたカフェスペースで読書をするような機能を持つべきではないか。現行の阿見町立図書館に全体的にスペースを確保し余裕を持った空間とするためには、資料庫や保存庫を別に整備し増築する必要があるのではないか 9, 電子図書による電子図書館など、インターネットを利活用した新しい図書館の在り方が進んでいる。電子図書館は、コロナ禍における新しい日常様式に最も相応しいものであると考える。阿見町でも早急に整備を行う必要があるのではないか。 10, 阿見町を出自とする芥川賞作家・大庭みな子の遺品及び資料の寄贈と利活用について <p>以下余白</p>	<p>教育長</p>

<p>2. 各学校プールの廃止と町民共用プールの整備促進について</p>	<p>現在、阿見町には、新設の「あさひ小学校」を除いて各小中学校にプールがある。1970年代から80年代に集中して整備されたもので、最も古い阿見中学校は1969年に、最も新しい竹来中は1986年に整備され、それぞれ53年から36年経過している。大規模な改修は本郷小学校で2017年に改修されている。</p> <p>2018年に本郷小学校から分離開校した「あさひ小学校」には、そもそもプールを整備する計画はなかった。私は、2014年9月議会で、当時の町長及び教育長にプールを作るべきではないかと質問したが「整備しない」という答弁だった。結局、あさひ小学校での水泳授業は、バスを利用して阿見中学校にある町民プールを利用して行っている。</p> <p>私は、この際、老朽化した学校プールを廃止して、町内の各小中学校が共用して使用できる新たなプールを整備するべき時期ではないかと考える。そのプールが全天候型で、町民とも共用できるものとして整備され、子どもを持つ若い世代だけでなく、壮年世代、高齢者世代の健康維持を図ることができれば、保健医療への大きな貢献になると考える。そこで以下の質問をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 現在の各小中学校プールの使用状況について 2, 年間の維持管理料について 3, 補修改修費用について 4, あさひ小学校の水泳授業について 5, 今後の学校プールの再編計画について 6, 各小中学校及び町民共用の全天候型温水プールの整備について 	<p>教育長</p>
<p>3. 町民からの情報提供への職員の対応について</p>	<p>地方自治体は、行政も議会も、町民の意見や要望をしっかりと聞き取り、その意見や要望を行政や政策提言に反映していくというシステムになっている。町民と行政と議会は、住み良い阿見町をつくるために、協力する同志だとも言える。特別職も含めた行政職員も議会議員も、町民全体に奉仕する公務員であり、町政の主人公は町民であることを、再確認する必要がある。</p> <p>議会では、去る5月15日、議会報告会を開催して、議会の報告をするとともに、町民との意見交換を行なった。参加者は30人ほどで、町政で気になっている点や、議会への注文などについて、実にさまざまな意見をいただいた。もちろん、その中には情報不足による誤解や勘違いなどもあったが、情報不足は情報発信に、誤解は説明不足ということに原因があるとも考えられる。</p> <p>さまざまな意見の中で、非常に気になった事項がある。「役場は頻繁に担当職員が代わり、これまでやり取りしていた案件も、最初から説明しなければならないような事態がある」、「これまでの交渉記録を作成していないのか、読んでいないのか分からないがとにかく経緯を理解していない職員が多い」というような苦情が複数あった。</p> <p>最近の事例に基づいて、以下質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 町民からの残土の不法投棄に関する情報提供への対応について 2, 人事異動に係る職員の引継ぎ文書の作成について 3, 町民及び議員等とのやり取り記録について <p>以下余白</p>	<p>町長</p>

<p>4. 太陽光発電パネルに係る法定外目的税の導入について</p>	<p>東日本大震災を契機に、安全安心なエネルギーとしての再生可能エネルギーが注目され、平成 24 年に導入された国の固定価格買取制度により 20 年間の売電収入が保障されるようになると、阿見町にも太陽光発電施設が急速に広がった。さらに、令和 2 年 10 月には、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする 2050 年カーボンニュートラル 脱炭素社会の実現」が宣言され、再生可能エネルギーを最大限導入するとされたことから、今後も、田畑であれ、山林であれ、町内の豊かな自然を構成する土地は、太陽光発電設備用地へと変わっていく可能性がある。</p> <p>太陽光発電事業は、発電設備に広く太陽光発電パネルを設置する必要があり、発電パネル面積が広いほど、大規模発電ができるため、こうした立地開発による土地の形態の変化が、生活環境において、新たな災害発生や鳥獣被害、事業者による売電事業終了後の土地の荒廃の危惧など少なからぬ影響を与える可能性がある。</p> <p>近年の自然災害においては、毎年のように国内のさまざまな場所で集中豪雨が発生し、想定していた範囲を超える河川氾濫や土石流による災害が頻繁に起きている。令和 2 年 6 月に環境省と内閣府は「気候変動と防災」に関する共同メッセージを発表しており、自然災害への取り組みも重要な課題となっている。本来の土地の状態から太陽光発電設備用地への急激な形態の変化においては、下流域への土砂災害、河川洪水などが懸念される。</p> <p>こうした背景から、岡山県美作市では、防災対策をはじめ生活環境対策、自然環境対策のための施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として「事業用発電パネル税」を導入することを議決し、条例を公布、総務大臣との協議段階にある。</p> <p>阿見町は、霞ヶ浦沿岸の里山等の豊かな自然が、多種多様な鳥類等の生物の生息区域となってきた。しかし、太陽光発電事業による開発により、生物多様性が失われ自然災害が懸念される状況がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 現在、阿見町には太陽光発電事業として届け出た事業所、面積と発電量はどの程度あるのか。また県内市町村での順位はどの程度か 2, 事業用地は、もともとどのような地目だったのか 3, 借地により事業を行っている場合、契約期間満了後のパネル撤去や撤去費用について把握しているか 4, 太陽光発電事業の環境に及ぼす影響について、どのような懸念があるか 5, 自然災害等の危機管理に関する対応について、事業用発電パネルの撤去費用の積立金制度はどのようなものか 6, 総務大臣の法定外目的税の導入についての同意 3 要件について 7, 阿見町は、太陽光発電事業に関する規制（町独自の指導も含めて）を設けなかったが、今後、ゾーニングや自然環境との共存など指導を行う考えはあるか 8, 阿見町でも「事業用発電パネル税」を導入する必要があると考えるかどうか <p>以下余白</p>	町長
------------------------------------	---	----

令和 4 年 5 月 26 日受領・受付番号

※ 質問の趣旨は、できる限り具体的に記入願います。

※ 電話・FAX等により申し込みはできません。